

富里市子ども・子育て会議（第2回）議事録

- 1 日時 平成26年7月4日（金） 13時～15時
- 2 場所 富里市役所
- 3 出席者 龍岡達子会長、新谷喜之副会長、大木みわ委員、内藤節子委員、山口延行委員、宮川朱実委員、藤崎武彦委員、勝又千恵子委員、渡辺雅子委員、仲田真智子委員、戸村香奈子委員
(欠席者) 高嶋理恵委員、西澤譲一委員、渡邊薫委員、荒野峰之委員
(事務局) 佐藤学校教育課長、学校教育課 宇野木副主幹、教育総務課 中津課長補佐、金杉子育て支援課長、子育て支援課担当

4 議題

- (1) 各種認定基準について
- (2) 就学前教育・保育の確保方策について
- (3) 施設の意向調査について
- (4) 子ども・子育て支援事業計画の骨子案のイメージについて
- (5) 今後のスケジュールについて

5 会議の経過

(1) 開会

事務局：お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今より「平成26年度第2回富里市子ども・子育て会議」を開催いたします。それではまず、会長にご挨拶頂き、そのまま議事を進めていただければと思います。それでは会長、よろしくお願い致します。

会 長：皆さま、こんにちは。お暑い中ありがとうございます。今回は平成26年度の2回目となります。本日の議題は、各種認定基準、就学前教育・保育の確保方策についての内容となりますので、皆さまの忌憚のないご意見を頂きながら進めて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。なお、高嶋委員、西澤委員、渡邊委員、荒野委員が欠席となっておりますが、15名中11名の委員の方が出席しておりますので、富里市子ども・子育て会議条例第6条第2項により、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。また、大木委員が、只今まだいらしていませんが、定刻となりましたので始めさせていただきます。それでは、早急に議題に入らせて頂きます。本日の議題はお手元の資料にありますように、5項目となっております。それでは、議題(1)各種認定基準について事務局の方から説明をお願い致します。

(事務局より説明)

会 長：「富里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について」の説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。国の基準に基づいてというお話でしたがいかがでしょうか。

委 員：基本的に国の方で示されている雛型があり、それに基づいてということでしょうか。

事務局：今回条例を整備するにあたりまして、国の方から示された「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の 2 つに分かれて示されたものでございます。それについて、前回の会議において、お手元の資料 1-1 の一番後ろに詳細な内容について「参酌すべき基準」と「従うべき基準」についてふりわけている表がございます。これについて前回、1 項目ごとに確認させて頂きましたところ、皆さまから国の基準通りでということでご確認して頂き、承認を頂いたところです。

会 長：よろしいでしょうか。

委 員：前回欠席をしていて充分把握してない部分がありますが、基本的には国の基準通りというふうにいったとして、子ども・子育て支援については内閣府のほうで事業を担当することになりすすめられていると思いますが、一方、支援の必要な子ども達の教育については文科省で特別支援教育ということで進められている。あるいは障害児支援については、厚生労働省で抜本的、根本的な障害児に対する支援について基本的な見直しをしようとして議論されていると聞いている。

国の方は縦割りになっていて、自治体に全部くるわけですが、これまでは都道府県がある程度受け止めて、都道府県のほうで県内の市町村については「こうやるのです」と示されていた。今は地方分権のなかで、市町村がそれを直接担う。そういった時に他の部局との関係、特別支援教育の関係とか障害児支援の関係、そのあたりは基本的にどう考えているのでしょうか。

事務局：富里市におきましては、平成 25 年度より、障害を持ったお子さん、また特別に支援が必要なお子さんについては新制度の動きを待たずに、関係各課との連携をとりまして、1 人 1 人のお子さんについて個別支援会議を開いています。その支援会議のなかで、そのお子さん、その家族に対してどういった支援が必要であろうか細かく行ってきています。そちらの個別支援会議につきましては、もちろん教育委員会、学校、幼稚園、保育園、学童保育、マザーズホーム、更には支援学校

の担当の先生にも出席頂きまして、ボランティアセンター、ショートステイ、そういったところの先生方にも集まっていただき、細かくその家庭一つ一つの方向性について検討し、その内容については、単年ではなく何年か、小学校に就学するまで、そちらの段階を踏んで支援を行っていかうという事で計画的にすすめています。それにつきましては、新制度においても同じ対応を継続していきたいと考えております。幼稚園についても保育園についても支援の必要なお子さんについては、加配ということで、保育士の費用について国の方、県の方からいただくメニューがあります。それを十分に活かしながら今後も取り組んでまいりたいと考えています。

委員：ありがとうございます。そのような形で進んでいるということで、安心しました。条例案についてこれは、意見といいますか、今後の進め方も含めてですが、第3条のところ一般原則というあたり、「全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない」と述べられています。外形的に等しくと云っても特別な支援が必要な子ども達、障害がある子ども、あるいは家計が厳しい子ども達、特別な事情があつて、健やかな成長の為に特別な配慮が必要な子ども達、そういった子ども達に等しい環境ではなくて、その子供たちにあつた、1人1人にあつた環境が必要となってくる。その辺も踏まえて、この制度を設計していただきたいと思います。これは意見でございます。

会長：その他、いかがでしょうか。

「富里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について」は事務局より提示された案で進めて頂ければと思います。それでは、次の条例案について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

会長：ご質問等はございませんか。

委員：単純な質問です。条例で定められている安全基準であつたり、設備であつたり、良く問題になっている、保育所の消火施設など、そういうチェック機能はどこが持つのかという情報はありますか。

事務局：基準については今後市町村が定めていくものになります。まず設置するときの資料、運営に関して、これまでは県に直接というのがありましたが、今後は市においてしっかりとそのところを点検し、管理の状況を把握していくところだと考えております。

会 長：他にございませんか。

委 員：8 ページの第 23 条の 3、家庭的保育者一人がというところで、家庭的保育補助者は市長が行う研修を修了した者とあって、今、新聞等でも家庭的保育補助者の研修とかそういう内容が載っていますが、富里市でもそういう研修を行う予定はありますか。

事務局：只今、研修内容については今のところ示されたものがございません。これまで他の事業で、そういった国の基準に沿った中で研修の実施は行ってまいりました。今後、小規模なものとか、少人数ですとか、保育士資格の無い方には研修を充分に行って、今後も計画的につくっていきたいと思っています。只今、こちらの事業について手をあげて頂いている方がいないが、早急に、手を挙げていただいた時に対応できるように整えてまいりたいと考えています。

会 長：他にございませんか

委 員：家庭的保育については、「市長が行う研修」という文言になっていますが、一般の保育園の場合は保育士の資格と一緒に考えていいのか、また少し軽いというか富里市独自のという考え方をしたほうがいいのでしょうか。

事務局：富里市で行われる、幼児期の教育、保育については、たとえ保育所であれ、幼稚園であれ、小規模事業所であっても、家庭的保育であってもすべての子どもに平等に同じように保育が行われる、ということを考えています。その実施の時に保育士ではなく保育士の研修を受けてといったところでは、きちんとその資格が受けられるまでの研修をすすめていきたいと考えております。

委 員：そうですね。保育士が何しろ、今いないですね。けれども 70 過ぎていたり、80の方がかなりいらっしゃいまして、印旛の管内で「佐倉会」というのがあって、旧園長たちが集まりますが 80 代の方、70 代の方、それから、園長も 60 で定年されて、事情があって、いろいろな責務、任務が重い中、前倒しで辞めてしまって、復帰が出来ない方が多い中で、なかなか保育士の研修を積んでという中での、学校も大変苦勞されているとおもいますが、なかなか人を育てるという現場の方の責任もありますが、なかなか学生さんが福祉のほうの道に行かない。4 年の大学でも、福祉の学科に入っているけど就職先が企業であったり、この場で話すことではないかもしれませんが、もう少し、福祉という中での職員の質の向上をしていか

なければならないのでは、ということで話をさせていただきました。

事務局：富里市におきましても保育士を確保していくのに、苦慮しているところがございます。保育士を育てている大学の方に研修について、もう一度、再スタートのためのメニューがある。国、県において「再スタート研修」というメニューで実施しています。子育て支援課の窓口にもポスターを張ってありますので、そういった所を出来るだけ利用して研修をしっかりと受けて、保育士として働いて頂ければというところを先ず、一に考えています。そのあと、子育て支援課においては、母子家庭のお母さんについて、新しいメニューとして、保育士、看護師とかの研修の補助金を支払う制度を今年度からつくったところです。そういったところを充分に活かして保育士の資格、または保育士に従事する資格を得るための研修をしっかりともうけていきたいと考えています。

会長：他にございますでしょうか。

委員：保育士を育てているほうの者です。学校成績と現場で発揮できる力にはかなり差があります。それが一つと、このごろ本当に、保育士になり手が無い。さらに幼稚園の教員になる人がもっと少ない。千葉市だと幼稚園の協会の人たちがなぜ、学生が幼稚園に来ないのかという。本当に幼稚園の先生を目指す人が少ないようです。保育士のほうが圧倒的に多いが、その人たちが一般企業と給与で学生は決めます。ちょうど、親の世代が苦勞している世代、だから給与で決める。私が今問題にしているのは小規模事業。卒業した時点ではひと通り決められた教科の単位を履修しているだけ、机で座って点数を取っただけで、実習期間もそんなに長くありません。一通りやりましたというくらいです。現実に子どもと出会って、現場で育てて頂くことの方がずっと多いです。実際に保育所で雇っていただいた場合には、そこで苦勞しながら身につけますが、そのような経験なしに、家庭保育と云うとそんなに人数がいません。1人か2人か少人数で、もしくは1人とかで子供を預かったら、ものすごく危険が大きいなど。就職して、一年目の学生には安心して子供を預けられない。周りの人たちがカバーしながらやっと育てるとというのが現状です。人間関係を作るような力が若い学生たちの中で減っています。その人たちに子どもを安心して、子ども側からするとどこで預かってもらっても平等に幸せになるように、というのは願いだが、預かる当人というのが平等に優れた、というわけにはいかない。それをどのようにカバーしていけるのか。私立の幼稚園にはクラス分しか教員がおらず、余分な教員がいないので、研修にだそうにも研修に出せない。保育所もそうだと思いますし、心配はいっぱいあります。

これはみごとに書いてありますが、実際に学生を見ていて、大変だと思っています。

短大で資格が取れます。2年間の間に子どもに触れ合えるチャンス、赤ちゃんを一度も触ったことのない人が学生として入ってきますので、大変危ないです。怪しげな学生には言い含めて、現場にいかないようにしています。そうするとお父さん、お母さんにすれば「お金を払って学校を出したのに何事だ」とおっしゃいますが、お宅のお嬢さん、おうちでちょっと使ってみて下さいといっています。現場に出すのが怖い人たちでも、お金さえ払えば誰でも資格は取れますから怖いです。だれでも最初からは上手くいかないが、見習い期間でどんなふう若い人を育てていくかというのが。家庭的保育には80歳の人の方がまだいいかもしれない。私は20歳の子を見ていて人柄をどうやってみるのだろうかと思っています。失礼いたしました。

会 長：そのほかにご意見はありますか。富里市家庭的保育補助者、富里市でも手を挙げる方がいれば、カリキュラムの用意があるということでもよろしいでしょうか。

事務局：そうでございます。

会 長：他にございませんか。

それでは、「富里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について」は事務局より提示された内容で進めていただければと思います。次の条例案について事務局よりお願い致します。

（事務局より説明）

会 長：何かご質問はございませんか。

委 員：条例が整備されていて、今後の運営の参考になると思いました。2点お聞きしたいと思います。条例の作成にあたって、現状を踏まえて、富里市として、今後、どのような願い、思いをもたれて、どのような方向に展開していきたいのか教えて頂きたいのと、もう一点、定員が50人で指導員が2人以上だったとおもいますが、今までガイドラインでは30人で2人以上、国の方は40人で2人以上で提示していますが、市として50人で2人以上としている根拠を教えてください。

事務局：先ほどの富里市として、今後、放課後児童クラブとしてどのように考えているかという点ですが、富里市では市内に5ヶ所の学童クラブがあり、それぞれ運営委員会で方針を決めて進めています。また、放課後のお子さんの居場所づくり、これまで保育園、幼稚園に引き続き、小学校の小さいうちは学童クラブで親御さん

がお帰りになるまでの間、生活、保育を受けられる場所と考えていました。今回、国の方でも小学校6年生まで受入の年齢が伸びました。富里市としてはこれまでも小学校6年生までの受け入れを実施しております。お子様たちの安全・安心、それに加えて親御さんが安心して仕事と子育てを両立して行ける環境を整える必要があると考えております。

次に、定員の設定ですが、前回の会議でも申し上げましたが、富里市の学童保育に付きましては、ほとんどのところが、設定が50人、設定40人としている施設が多くあります。1人当たりの平米数1.65㎡、1人当たりの平米数についてはクリアして設置されています。それにつきまして富里市の50人というところを考えまして、保育士の配置につきましても、国が示す2人。支援がかかるお子さんについては加配という形で、前回申し上げた通り実施しているところでございます。

委員：保護者の仕事と子育てを両立ということですが、いろいろ保護者の方にはニーズがあって、もちろん仕事をされている事でお預かりをお願いします、という方もいますし、例えば特別支援学校に通っているのも、地域のお子さんと交流させたいから利用したいという方もいますし、お友達関係が学校でうまくいかないので、学童の中で学ばせて下さいというように、様々な理由で利用したいというニーズが増えている。そういうことから考えると、保護者の方の日々のお子さんについての相談も受けたりしていますが、放課後のお子さんが過ごす場として、子ども達と保護者の方を支援していく場所になっていけたらいいと考えていますので、参考にしていただけたらと思います。

人数のことですが、学童クラブというのは、本来なら、おうちに帰って、それぞれのご家庭で1人1人大切にされているお子さんです。なるべく家庭的にお預かりしたいし、学年も違いますし、1人1人のお子さんの精神ともに健全育成を図るためには、職員の数はたくさんあったほうが有難いです。先ほども加配とおっしゃっていましたが、これからもご配慮をお願いします。

事務局：富里市内における学童クラブにつきまして、昼間は学校に通っていないけれども特別に支援ですとか、社会の中で経験をさせたいという親御さんの思いから利用されているお子さんがいます。そういったところを十分に考えた上での設定をしていきたい。支援の内容についても十分に考えていきたいと思います。家庭の中でどうしても一人っ子が増えているので、兄弟との関わり、社会性をもう少し身に付けさせたいと考えている親御さんも多くなってきています。保育士、教員でなくても、地域の方々の支援によって運営されている学童保育も多くあります。そういったところで地域との関わりを十分に親御さんもお子さんを受けられるような環境で運営をしていきたいと考えています。

会 長：他にございますか。

それでは「富里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について」は委員の方々の意見も踏まえて、事務局より提案された案でさらに検討して進めていただけたらと思います。

それでは、次の条例案についてのご説明をお願い致します。

（事務局の説明）

会 長：ご質問・ご意見はいかがでしょうか。

事務局：前回の資料が一番後ろについています。一番後ろの中を見ますと国基準の案ということで事由と必要量というのが載っています。事由につきましては、これまでよりもかなり明確、詳細に示されています。また保育の必要量につきましては国の基準で 48 時間以上 64 時間以内の範囲でということでありましたが、富里市としては前回の会議で、一番少ない 48 時間としていくということを決めさせていただきました。

会 長：いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは「支給認定基準を定める条例（案）について」は事務局に提示された案を基本として、国との整合を計りつつ、進めていただければと思います。

それでは、議題 2「就学前教育・保育の確保方策について」事務局の説明をお願い致します。

（事務局、ちばぎん総研より説明）

会 長：ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

委 員：今、就学前教育について量の問題、数の問題についてご説明いただきましたが、資料 2-1(1)一番最初のところに「質の高い」と書いてあります。「質の高い」という「質」の問題についてはどのようにお考えでしょうか。

事務局：ただいま質問のありました「質の高い幼児期の学校教育」というところがございます。ただいま富里市におきましては、保育園、幼稚園それぞれございますが、幼児教育というところで、保育園についての 3 歳～5 歳について幼稚園と同じように教育を取り入れていく、というところの推進を行っていきたいと考えています。

富里市の実情に合わせて、ニーズ調査にありました、認定こども園についてのご意見、ご希望も 90%以上の方が賛成というところがありました。そういったところで教育委員会と連携する中で、幼児期の学校教育に対するメニューも取り入れて進めていきたいと考えております。

委員：昨日の新聞報道で教育再生実行会議でも幼児教育の無償化についての提言、政府でも 2020 年頃、無償化を目指すという方向性を出していましたが、財源の問題もあって難しいのかなというところもありますが、これは大木先生のご専門だともおもいますが、幼児教育、就学児前教育、非常に大事だということで制度でも議論になっている。

一昨年、フィンランドに行きまして、小学校 1 年生の 1 学期の 2 ヶ月目の授業にびっくりした。日本の小学校 1 年生の 1 学期の 2 ヶ月目、5 月くらいですとわざわざ先生が「座りなさい」といちいちやりますが、そうではなく、子ども達は教室にスーッと入ってきて、自分で本を出して、自習し、そういう時間でしたが、先生はわからないところを個別の必要な子どもに指導をする。何でそんなことができるのか、というと、5 歳児からプレスクールということで徹底した小学校に向かうための就学前教育がされているという説明でした。ご承知のようにフィンランド、OECD の基礎調査で学力が非常に高い。その原因は小学校就学前の教育が徹底しているという説明をいただきました。国のほうでも幼稚園と保育所の関係を、難しいですが教育内容を統一的に考えようということで、認定こども園で両方のニーズにあったものにしようと、色々と議論されているようですが、「数の問題」待機児童を無くしていくのも大きな課題だともおもいますが、「質の問題」も引き続き、福祉部局と教育員会でしっかり議論をして頂いて、長期的な課題として取り組んでもらいたい。その辺のニーズがどこにあるのか、どれくらいのもがあるのか、質の問題は定量的に捉えるのは難しいが、ぜひそういうところもニーズを把握していただいて、質の高い幼児教育、学校教育の総合的提供という目的に取り組んでいただきたい。

会長：はいどうぞ。

委員：資料をご説明いただいて、すばらしい資料をいただきましたが、日吉台幼稚園の推移について平成 25、26 年の数字が 78、74 かもしれません。

「就学前教育・保育の確保方策について」の 4 ページ目、24 年度、25 年度、3 歳児の待機児童が多いという事ですが、要するに 4 月とか 5 月に 3 歳になったのに、幼稚園だと通常だとまだ行けない。4 月 2 日時点で 3 歳になっていないと行けないというところがありますので、例えば、3 歳児保育を幼稚園が担うようになると、ずいぶんこの問題が解消する。時間的にもニーズにあわないのか、9～14 時で預か

ってもこの人数は減っていく可能性があるのか、それとも 9～14 時ではこれでは働けないと、この人数の解消にはならないのか、どういう見通しでしょうか。

事務局：ここに示しているのは、保育園の待機児童です。親御さんにとっては就労するために幼稚園の 9～14 時ではなくて、夕方まで、保育園の時間帯とあったお預かり事業ということで、幼稚園の保育教育と預かり時間を現在の内容よりもさらに引き延ばした時間を希望されている人数だとおもいます。ただ 3 歳ですので、3、4、5 歳は小学校就学前の準備段階として取り組んでいきたいと本市も考えておりますので、それについて方向等も協議していきたいと考えています。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：質問です。資料 2 の 11 ページ。「幼稚園長時間預かり保育の推進」というところで、方策が出されています。「幼稚園における長時間預かり及び長期休業中の預かりが確実に確保できれば」という項目がありますが、こちらについては実際に幼稚園側として可能なのか、どのような感じでしょうか。

委 員：私どもの日吉台幼稚園では今年度から、平日は朝 7：40～夕方 18：20 までお預かりをしています。残念ながら、土曜日はお休みです。もう少し預かり保育の時間を延ばしてほしいという要望もあるとおもいます。

事務局：ただいま質問のありました、幼稚園の長時間預かり、また長期休業中の預かりにおきまして子育て支援課としましては、この子ども会議、教育委員会と連携を取りまして進めているところです。待機児童を解消するために、こういったところについて取り組んで行けばいいか、課題となっているこの部分も含めた中で教育委員会の方に提案をしているところです。これについても教育委員会の中でも取組、方向的に可能な部分をご回答いただけるような形をいま取っていますので、次回の会議にはお示しできるかと思います。

会 長：他にご質問・ご意見はございませんか。

委 員：資料の 3 ページ、今、現在はブルー、今後、こうしたいという希望が出ているのがオレンジです。これを見ますと、中をみていいなくて、親の人たちの期待といえますか、今は幼稚園に今後はなるべく入れたい、幼稚園の預かり保育に期待したい、認可保育所・保育園に期待したいというところは、就学前の子どもの居場所、どんな教育を受けさせたいかという時に、一昔前の働く間預かっていて、と

いうかたちから、その間に子どもになるべく教育的環境をつくってあげたいという希望がグラフに表れていると思います。

私は以前、韓国と中国の幼稚園を見て歩いた時があります。韓国は私立幼稚園、中国は公立でした。韓国では幼稚園の全部のクラスに顕微鏡とパソコンが置いてありました。子ども達が何かものを持ってきては顕微鏡で見て、記録のようなもの、何々を見たよと○をつける。カードを持って行って自分で顕微鏡を見るときを各クラスでやっている。また、パソコンもやっており、パソコンルームを幼稚園でも作っていました。

中国は全部公立です。そこでは、5歳の子どもがおもちゃの取り合いをしたときに、日本だったらそこに先生が行きますが、中国では二人の子どもが何でつみきが欲しいのか自己主張をする。相手の子どもはこういう理由でこれが欲しいと、小さいうちから利害がぶつかった時には、自分の口で、力でやるのだなと感心してきました。

千葉市では幼稚園は私立、保育所は公立という住み分けを歴史的にやっています。そうすると、親が幼稚園的教育をもし希望しているとしたら、幼稚園は経営があるので全部のクラスに顕微鏡を買ってというのは出来ないかもしれない。でも保育所がもしかして、そういうことが出来る様になったら、親は保育所に入れたくなると思います。

鴨川市では幼稚園の先生になるにも、保育所に勤めるにも、全員が幼稚園と保育所の両方の資格を持たないと保育所にも幼稚園にも行けない。どこに行っても幼稚園の教育があるものを配置するという、鴨川は幼稚園も保育所も公立ですが、市政のあらわれかもしれないです。

幼稚園は幼稚園、保育所は保育所でお任せではなくて、公立でやれるところで、親の希望に沿うように、お金の問題がかかってくるが、韓国ではなぜ全部のクラスにそんなことができるのか。日本の資格は一律ですが、学年主任は全部、大学院を出ています、幼児教育の専門家ですと自慢する。学年主任がきちんとやっていて、今度は学年主任が計画したことを動かしていくのは、高卒でいいという感覚でした。日本とはちがいますが、幼児教育の専門家のレベルの者を配置していて、教室をみせてもらいましたが、日本の幼児教育ではやらないようなことを、例えば日本の国旗と韓国の国旗、国旗というのはそもそもどういう形できたのか、というのを幼稚園でやっていました。グラフをみると親がみんな保育所でなくて、幼稚園に行かせたいという希望の裏にあるものをくみ取って、形を公立から保育所から変えていくというのがあるのではないかという気がします。幼稚園はユニークな教育をしていくのをウリにしているけれど、それも当たり外れがあります。保育所の預かりの中身、親が期待する内容というのが昔と違ってきている、というのを感じてグラフを見ていました。

事務局：只今、頂いたご意見ですが、やはりこの結果だけをみせてもらいますと、親御さんたちは幼児期に質の高い教育を受けさせたいという気持ちが出て来ているのかな。ただそれにしても、どうしても長時間預かってもらいたいという期待が出て来ている結果だと思います。

今、富里市の保育園については、公立も私立の保育所も3歳児以上については幼稚園と何ら変わらぬ指導に努めています。それについては、行事一つ一つみせて頂いても、また特色ある指導につきましても、市の方でよく確認しているところですが、受け皿の少なさと、待機してどこにも関われないお子さんがまだまだいることから、何とかそのところは公立、私立ともに協力しあいながら、質の高い教育と保育を出来る限りの知恵を絞って、計画にのせていきたいと考えています。

委員：そうすると、親の中には自然にできるイメージ、保育園はこんなもので、幼稚園はこうだ、そこを壊していく。富里市はちゃんと同じにやっているよ、3~5歳は変わらないこと、同じことを目指している、ということ PRされた方がいいですよ。

委員：質の高い幼児教育という中でいつも考えていることですが、私たちはいつも子どもの事を話していますが、子どもの後ろに保護者がいまして、保護者の方たちの理解力、読解力、子どもを家庭とともに協力して行きたいというのがありますが、その辺が今とても大変問題がありまして、うちは3日前に3歳児の保育参観がおわり、0,1,2歳もしましたが、夫婦で来ると二人では会話をしています。しかし、他の保護者とのコミュニケーションがだんだん取れなくなってきているとここ2,3年ですが感じます。みんなで保育参観をしながら、ゲームをしたり、子どもと一緒に保護者の方が手を取りあったりする。その活動を学校に繋いで行けるように、南部のPTAの方たちと話しています。見守りは地域といいますが見守りの地域力がないわけです。地域力は保護者の方たちに期待をかけていかなければならないのかなと、そうするとこの中でもっと語られていかなければならないのは子どもの後ろにいる保護者についてどうあったらいいのかということ、それぞれの皆さんが課題として地域でどうなのか、と話し合っていけないのかかなと思います。これは富里だけの問題ではないと思いますが、より良い富里市になっていくために、そのへんの所に重点を置きながら、難しいですが、取り組んでいきたい、また協力、皆で考えて行きたいなと思っています。

会長：他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様から色々なご意見を出ささせていただきますして、量及び多様性も含めた質の問題等も検討していただき、事務局には親御さんのニーズも含めて、地域性、さらに分析、検討をすすめていただきまして、次回における議会でより具体的な方策として論議して行きたいと思ひます。それでは、議題 3 に移ります。

(事務局より説明)

会 長：これに関してご質問等はございますか。意向調査を試行するという説明でございますが。

委 員：対象は私立幼稚園ですか。どの範囲、どのくらいの数でしょうか。

事務局：対象については私立幼稚園になります。市内 3 園について実施している。

また保育園から認定こども園への移行調査についての調査は、昨日、手元に届きました。これについては公立、私立、両方について保育園を対象に行うもので市内 4 園ございます。これについても早急にとりまとめたいと考えています。

会 長：いかがでしょうか。現調査のご回答を頂いたうえで、質の高い保育園、認定こども園をどう考えていくかという内容及び待機児童の軽減の上でも私立の幼稚園のお考え等、いろいろ出てくるとおもいますので、民間の施設の意向等は支援事業の計画を策定するうえで重要な材料となりますので、事務局におきましては、今後の進捗状況も含めてご報告いただきたいとおもいます。

事務局：お手元の資料 4「子ども・子育て支援事業計画骨子案のイメージ」をご覧ください。

(事務局、ちばぎん総研より説明)

委 員：右側の③の分野 3「子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備」とありますが、これは保育所とかも含まれていますか。学校教育とってしまっているのでしょうか。

ちばぎん総研：組み替える前に分野 3 と左側では位置づけされていまして、今の計画書には幼稚園、幼児教育も含まれています。人権教育、障害児教育も含まれています。

委 員：保育所とか幼稚園だと、教育という言葉は使わないと思ひます。

ちばぎん総研：保育所の部分というより、幼稚園と学校というところです。

委員：保育園も非常に大切ですので、保育とおくかあるいは「教育・保育」とすれば間違いがないと思います。

ちばぎん総研：今、おっしゃっていただいた一番上の基本目標のところに保育サービスと入っております、今、おっしゃっていただいたような視点が欠けていたのかと思いますので、いただいたご意見をふまえて③の中身についてももう一度、検討させていただきます。

委員：学校教育環境、小学校、中学校、県立の特別支援学校も含めての整備の話になるのか。必ずしも保育所の関係で幼稚園だけではないということも視点に含めていただいて整備していただきたいとおもいます。

ちばぎん総研：はい承知しました。

委員：このイメージは市民の方に公開する文章ですか。左側の方が分かりやすい。具体的に取り組み内容が入っているので、どんなことをやってくれるのか、市民のかたが見て分かるものを作ってもらいたい。具体的に取り組み、どんな事をしてくれるのかというイメージがあったほうが、市民の方が分かりやすいと思います。

ちばぎん総研：とりまとめる過程で、左側の次世代で示しているものの他に更に細かい事業がありますが、今回はそこを伏せてしまいました。今後、表示させて頂く場合には具体的にどんな中身があるのか、皆さんにわかる様に作成したいと思います。

会長：そのほかご意見等ございませんか

委員：基本目標①のところで「希望するすべての子どもが保育・教育施設を利用できるようにします」、施設を利用できるようにするのは数の整備のイメージ。数的な問題だけではなく質的な問題「質の高い」という文言が入れば、今回の見直しの目的にも合致すると思います。その辺もご検討いただきたい。

ちばぎん総研：ありがとうございます。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：右側のところで、先ほどの学校教育環境の、というところで「学校」をカットし

てしまえば、差支えないのではないのでしょうか。

会 長：意見を取り入れて再度、ご検討していただくということで。他にございませんか。

委 員：③の「地域全体で子育てを支援します」というと、地域の色々な機関の人たちがみんなで作るよと。地域全体での子育てが構築されていくようにこの企画全体はなりたっていると「地域全体での子育てを支援します」の方が良いと思います。

委 員：今の地域全体でというのは、目標としては素晴らしいとおもいますが、各地域で自治会があったり、ボランティアで色々な活動をしたり、犬の散歩であったり、自転車で安全の表示をして、色々な人が登下校をみたり、公園で遊んでいる様子を見たり、地域全体で「はやく帰りなさい」といったり、地域全体が子どもを育てていく、ということが希薄になりつつある今だからこそ、リタイヤした人というか元気な人がいるので、みんなが子育てを見守っていくという意味で、目標としてはいいとおもいます。

ちばぎん総研：今のご意見を踏まえますと基本施策のあたりに、より地域の住民の方の活動が加わってくるような表現を検討したいと思います。

委 員：今、ご検討いただけるとのことですが、「地域全体での子育て」ということになると「子育ては地域でやるんだ」と、じゃあ、市は支援しないのかと云われると思う。その辺もご検討ください。教育委員会ともご相談いただければとおもいます。

委 員：分野 2 3「思春期保健対策の充実」は地域全体の子育てですか。

ちばぎん総研：実は、今後どういった施策を各課展開していくか確認しているところでございます。過去どういった施策事業が行われてきたのかということ踏まえて組み替えているところです。

これまで行われてきた内容を見ますと、思春期保健対策においては、職場体験学習を通して中高生の体験の受け入れやボランティアの受入を実施していること、薬物乱用防止教育、性教育を実施していることなどが思春期保健対策の充実に入っている。関係機関と連携して進めている施策事業というとりまとめかと思っております。今の所ここに配置したが、施策事業の検討によって配置については検討していきます。

委 員：今のところで、オレオレ詐欺ですとか、消費生活の部分の教育も必要かと思いま

すので、入れて頂ければとおもいます。携帯電話の知識とか子どもたちに教えていかないと詐欺にあったりします。

会 長：いかがでしょうか、他にありますか。

それでは「子ども・子育て支援事業計画骨子案のイメージ」についてはみなさんから色々ご意見を頂いた上で、次回の会議でさらなる審議をしたいと思います。それでは、次の議題に進みます。資料 5、今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

(事務局より説明)

事務局：次回の会議は 8 月 22 日金曜日を予定しております。施策の方向性についてさらに深く議論を進めていただければと思います。委員の皆様につきましてはご協力を宜しくお願いいたします。

会 長：今後のスケジュール等についてのご説明がございましたが何かご質問はございますか。

それでは、前回、保育料に関してというご意見を頂きましたが、説明をお願い致します。

(事務局より説明)

会 長：よろしいでしょうか。今後も国の動向に注視して、進捗状況等をその都度、ご報告して頂ければと思います。

以上で本日の議題が全て終了いたしました。議事を終了し、事務局の方にお返しします。

事務局：以上を持ちまして、平成 26 年第 2 回子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。